

# 近代天橋立の風致史

— 天橋立公園の成立 —

丸 山 宏

A History of the Preserving Scenic Beauty of  
Ama-no-Hashidate in Modern Ages.

— the Realization of Ama-no-Hashidate Park. —

Hiroshi MARUYAMA

## 要 旨

本稿では近代における天橋立の風致保護策が近代ツーリズムの発展を契機に地方経済活性化の狙いへのほり、「公園化」によってなされた過程を論じた。

天橋立は近代以前、文珠智恩寺の飛地境内であったが、明治4年上地され官林となる。近代になりその名勝を保護する主体というものも明確でなく、むしろなおざりにされていたといえる。天橋立公園設置の直接的な契機は明治32年にはじまる国有林野整理事業であった。明治36年、天橋立官有林が「不要存置林」に指定されたことにより、同年11月、与謝郡は天橋立官有林を「公園」として郡で管理したい旨を府に上申する。与謝郡が公園設置を上申した背景には、近年の交通手段、とくに鉄道の発達にともなう観光地橋立の可能性があった。この時点では京都鉄道が園部まで、阪鶴鉄道が福知山までのび、また福知山・舞鶴間の工事が始まっていた。また、明治32年、宮津港が商港になり、ようやく経済に活況を呈する状況が揃ったこともあった。38年6月、天橋立は郡公園として許可される。郡費による公園整備は思うに任せぬ情況もあったが、郡制廃止にともない大正12年1月、府立公園となり維持管理は府で行なわれることになる。また、大正期には増加する観光客に対応するため公園内に旅館等の施設が建設される。

## 1. 序

林春齋の『日本国事跡考』（寛永二十年刊）のなかで松島、殿島とともに「三處ノ奇観」のひとつに数えられた天橋立は、維新前文珠智恩寺の飛地境内であった（図1参照）。明治4年の社寺上地令により官林となる。官林保護のため明治6年8月8日、太政官布告第291号により社寺上地林の伐木が禁止されたが、「存置」すべき林地として天橋立の官林は含まれていない。<sup>1)</sup> この時期において名勝の風致保護政策を見ることはまだ難しい。明治25年、地元の旅館業者が「天橋の保存法」<sup>2)</sup>を立てようとしたことはあったが、行政上にその端緒があらわれるのはその2年後である。明治27年11月28日、府会議長中村栄助は京都府議会を代表し渡辺千秋知事に「天橋風

致保護ノ建議」を行なう。

府下丹後国天橋立ハ日本三景ノ一ナレハ本会ハ去ル二十六年ニ於テ名区勝地ニ違スル路線ト為シ特ニ二十八年度内ニ之ガ道路ヲ改修シ内外人遊覽ノ便ニ供セントス然ルニ天橋特有ノ雅致ヲ存スル松樹ハ今ヤ風折夥多シク殊ニ其北方ニアリテ甚太ダシトス故ニ之ガ勝景保存ノ為メ漸次松樹ヲ繁茂セシメ以テ充分ノ風致ヲ添ヘ長ク日本ノ勝地ヲシテ全カシメン事ヲ其筋ヘ稟議相成度此段全会ノ意見ヲ以テ建議候也<sup>3)</sup> (傍点引用者、以下同じ)

続いて、同年12月15日には「名区勝地風致林保護ノ建議」<sup>3)</sup> をする。これは嵐山、高雄、梶尾、東山の官有山林を保護してもらいたい旨を建議したものである。

何故この明治27年という時期にこれらの建議がなされたのであろうか。京都では翌28年、第4回内国勸業博覧会および奠都記念千百年祭の開催をひかえていた。この機会に天橋立をはじめ市内各所の名勝地を整備し、内外人を京都へ誘致する意味合いがあったと考えられる。

翌28年5月10日、渡辺知事は農商務大臣に「天橋立ノ勝景保存方ノ件ニ付上申」する。

去二十六年ニ於テハ当府々会ノ決議ヲ以テ京都ヨリ天橋ニ至ル道路ヲ名区勝地ニ違スル道路ノ一ニ加ヘ本年度ハ多額ノ地方税ヲ抛テ之ヲ改修シ専ラ内外人探勝ノ便ヲ計レリ……素ト優美ノ風致ハ近來益々衰憊ノ一方ニ傾クノ御ナキ能ハス己ニ内外人ノ一度杖ヲ引クモノハ深ク歎惜シテ措サル所タリ推フニ今日ノ姿ヲ以テ推移スルトキハ到底松樹ハ生存繁殖ノ望ミナク古來幾百年天然勝景ノ名ヲ負フ天橋ノ風光モ終ニハ其影ヲ亡フニ至ランモ亦実ニ遺憾ト云フヘシ……該地ハ御省所管ノ官林ニ属シ差当リ施為スベキノ道モ無之ニ付当局者ニ於テ之カ相当保存ノ方法ヲ講シ以テ松樹ノ繁茂ヲ図リ天橋立特有ノ絶景ヲシテ永ク後年ニ全カシメラレン事ヲ……<sup>4)</sup>

さらに、5月21日には「名区勝地保護方法ノ儀ニ付伺」が内務、農商務両大臣に稟請された。ここでは嵐山、東山、高雄、梶尾の官林について「該官林ハ先以テ其儘風致林トシテ直接当府ノ管理ニ属セラレ候様致度然ル上ハ漸次保護ノ歩ヲ進メテ終ニ公園地ト為シ永久ニ保護セントスル希望ヲ有スル処ニ有之……」<sup>4)</sup> と、公園地の設置にまでおよんでいる。地所の使用権を得るには官有財産規則、あるいは社寺上地官林委託規則によれば可能であったが、前者では借地料を要し、後者ではその使用権が制限され、また使用者も当該社寺に限るものであり充分には維持管理できないと考え、公園を設置し直接管理することを目論んだわけである。また、この維持管理費については地方税、市税を充てるつもりであったが、まだ府会の決議をみてはいず、とりあえず府において管理したい旨を伝えた。しかし、その後の経過を見ると、天橋立をはじめ嵐山、東山、高雄、梶尾のいずれの官林についても、政府の聞き入れるところとはならなかった。

天橋立についてその風致が再び狙上へのぼるのは明治32年8月22日、国有林野法公布以後のことになる。国有林経営の積極化を計るため、国有林野特別事業の一環として、国有林野整理のために不要存置林野の売り払いが同32年から始まり、大正10年まで続く。そのなかで明治36年、天橋立国有林は「不要存置林」となる。以後、詳細な経過を見てゆく。

## 2. 公園成立の経緯

明治36年11月30日、与謝郡長、粟飯原鼎は京都府知事大森鍾一に「国有林管理之義ニ付願」を上申する(図1参照)。

京都府与謝郡吉津村大字文珠字天橋

一、国有林反別九反五畝二十二歩

一、同 十一町六畝三歩

右国有林ハ日本三景ノ一ニ位セル勝地ニシテ附近ニハ成相山、籠神社、文珠等名区旧蹟ノ存在セルモノ有之候ニ付本林ノ存廢ハ本郡ノ繁榮維持増進上ニ至大ノ影響ヲ及ホスコト少カラス加フルニ将来舞鶴軍港之

発達ニ伴ヒ橋立附近ノ繁盛ヲ来スベキハ期シテ待ツヘキ義ト存候就テハ此際本郡公園トシテ修理保存シ将来郡ノ繁榮増進ノ資ニ供スル為本郡ニ於テ管理致度候間右ノ趣其筋へ御申請相成候様致度此段出願候也<sup>9)</sup>

いわゆる日本三景のひとつである天橋立を公園にしたいと申し出たわけである。天橋立は明治4年の社寺土地令以降、京都府の管理下となり、明治19年3月には府の管理を離れ、農商務省の直轄となっていた。同36年11月13日にその担当区である大阪大林区署から、「不要存置林トシテ処分」し「内務省主管ニ地目組替方」の照会が京都府に伝えられていた。京都府はそれをさらに与謝郡長に照会したところ、それに対する返答が上記の出願となったわけである。

京都府は大阪大林区署に「内務省主管ニ地目組替度意見ニ有之候付テハ公園地ノ目的ヲ以テ組替御引渡ノ運ヒニ致度」<sup>5)</sup>と与謝郡の意向を伝える一方、同郡長に公園とすることにあって次の6項目について調査し報告するよう達した。「公園設置ニ係ル設計并ニ図面平面、見取」、「公園設置費」、「公園修理保存費収支見積書」、「公園ノ名称」、「公園維持及管理規定」、「与謝郡三十六年度予算書」<sup>6)</sup>

さらに京都府は12月17日付で、与謝郡長に対し今回の「国有林管理ノ義願出」は郡会に計ったものかどうかをたずねてきた。与謝郡の対応があまりにも機敏であったため念を押したわけである。2日後の19日に郡長より「本件取扱ニ付テハ特ニ至急ヲ要スル旨曩ニ御照会ニ依リ臨時急施ヲ要スルモノト認メ郡制第五十六条ニ依リ郡参事会ノ決議ヲ経テ出願シタル義ニ有之候」<sup>5)</sup>と回答があった。これに対し京都府は22日付で再び郡長に照会している。「本件ハ重大ノ事件ニ付矢張郡会ノ意見ヲ問ヒ御申出相成候様致度」<sup>5)</sup>と郡会の開催を促している。これに対し郡長栗飯原鼎は25日付で「本事件ノ為メ臨時郡会召集スルハ容易ナラサル義ニ付来年一月下旬ニ於テ通常郡会開設ニ先立テ附議可致見込ニ有之候条」<sup>5)</sup>と了解してもらいたい旨返答した。

翌37年1月29日、栗飯原郡長は諮問按第一号として郡会に提出した。郡会は翌2月7日の本会議で原案通り可決し、同日、郡長に答申した。10日郡長は内務部長西沢正太郎にその旨報告した。

さらに「追テ本文国有林之義ハ曾テ御懇示之次第モ有之先以テ管理之義出願致置候得共郡ノ希望トシテハ国有林野法第十五条<sup>5)</sup>ニ依リ郡へ譲与ノ願出度乍併此場合其筋ニ於テ譲与之義御詮議不相成様ノ義モ候ハ、不得止義ニ有之候得共猶此辺ニ付テモ貴官之御意見承知致度」<sup>9)</sup>と付け加えが、その後の経過をみると土地の譲与は許可されていない。

4月29日付で京都府は次のように再び大阪大林区署に照会した。「公園ノ地目ヲ以テ内務省主管ニ変換致度意見ニ有之候間主管替ニ御決定ノ上其旨御申越相成候ハ、其筋へ地目組替方上申可致ト存候」<sup>5)</sup>

大林区署は5月9日、京都府の照会に対し「右保安林解除ノ上ハ組替支障無之候」<sup>5)</sup>と公園地にすることに異議ない旨を回答してきた。

京都府では「地目組替ニ付地方森林会<sup>7)</sup>へ付議」<sup>5)</sup>し可決された後、8月16日付で内務、農商務両大臣に稟申した。<sup>8)</sup>

地目組替ノ儀ニ付伺

丹後国与謝郡吉津村大字文珠字天橋立

一、国有林反別九反五畝二十二歩

一、同 十一町六畝三歩

但本林ハ著名ナル日本三景ノ一タル勝地ニ付公園地ノ目ニ組替へ橋立公園ト称度候

右ハ客年十一月十三日付ヲ以テ大阪大林区署ヨリ不要存置林トシテ処分致度趣ヲ以テ何レモ著名ノ個所ニ付地目組替ノ必要有之候ハ、至急組替方請求スベキ旨照会越候然ルニ各脇書ノ理由アルヲ以テ風致上并歴史上国有ノ俣保存致度意見ニ付尚同署ト協議ノ未保安林解除方地方森林会ニ付議候処可決致候間地目組替相成度尤モ公園地ニ組替ノ分ハ本林ト直接利害ノ關係ヲ有スル与謝郡ニ於テ修理保存費ヲ負担シ管理致度旨郡会ノ決議ヲ経テ願出居候ニ付地目組替済右管理方ハ更ニ可伺出積此段相伺候也<sup>9)</sup>

この稟申に対し、9月26日付で内務大臣官房地理課長大谷靖は大森鍾一知事に「橋立ニ属スル分ハ名区トシテ保存相成候テハ如何候哉」<sup>5)</sup>と照会してきた。さらに、もし公園とするならば次の3項目について承知したい旨を伝えた。「公園新設ノ設計並ニ図面」、「新設費」、「公園将来ノ収支見積書」<sup>5)</sup>

京都府は翌10月1日、各項目について至急調査するよう与謝郡に達する。

11月4日粟飯原郡長は各項目について西沢内務部長に報告した。「公園新設ノ設計」についてはこういうものであった。

- 一、風致木植込及手入 松樹ノ疎ナル所ハ之ヲ補植シ雜樹小生密ニ過ル所ハ下芝ヲ刈採リ又適当ノ場所ニハ桜楓等ノ風致木ヲ植込四時公衆ノ観光ニ備フ
- 一、亭ノ新設 適当ノ場所ヲ選定シテ亭ヲ建設シ欄ヲ設ケ公衆ノ休憩ニ便ニス
- 一、園丁ノ常置 園丁ヲ常置シ常ニ園内ノ掃除塵芥ノ採取下芝ノ刈採ヲナサシム
- 一、護岸ノ修築 常ニ護岸修理ヲナシ崩壊ヲ禦キ風致ヲ維持スル事<sup>5)</sup>

「公園新設費予算」は687円。「公園将来ノ収支見積書」については収入、支出いずれも350円としている。

さらに調査項目以外に「天橋公園将来施設上ノ希望」として「交通上ノ設備 附通信機関」それに「文珠新市街 附山林ノ風致保護」について記している。交通の便について宮津・文珠間、天橋立さらに籠神社、成相寺へ至る道路の整備について、また「文珠新市街ノ計画及山林ノ風致保存」では「将来天橋ヲ一大公園トセンニ充分ナラス故ニ附近ノ耕地ヲ宅地ニ編入シ家屋ノ建築ニ制限ヲ設ケテ市区ヲ端正スヘシ」<sup>5)</sup>と。また山林には風致木を植え風致林に編入すると。市街地を含めた公園の風致を念頭においている。これは後の国立公園の地域制の考え方に通じるものでもある。

京都府は12月3日に大谷地理課長にあて回送する。

翌38年1月31日付、内務省指令三七京甲第154号により「公園開設並ニ地目組替ノ件聞届」<sup>5)</sup>けられた。

これを受けて京都府は大阪大林区署と具体的な折衝をはじめめる。2月9日、引き渡しの日時を決定したい旨照会している。同時に、与謝郡にも訓第14号で前記二筆、合計12町1畝25歩について「右ハ公園ニ編入橋立公園ト称ス但本文ノ趣所轄村役場へ通達スヘシ」<sup>5)</sup>と達している。引き渡しに伴う管理規則等の詰は残っていたが、粟飯原郡長から3月28日付で「追々外来ノ観客来遊之期節」となり、また「阪鶴鉄道会社ニ於テモ来四月中旬ヨリ乗車賃銀割引之計画有之趣」<sup>5)</sup>であるので取りあえず天橋立の清掃、手入をしたいと照会してきた。4月7日に、内務部長からは「右ハ郡費ヲ以テ単ニ掃除セラルハ義ナレハ別段差支無之」<sup>5)</sup>との回答があった。阪鶴鉄道は明治32年7月15日に福知山までが開通している（詳しくは後述）。この間、4月11日付で大森知事は内務大臣あてに「公園管理之件ニ付伺」を稟申している。「本公園地ハ予メ前記伺書ニ概載仕置候通与謝郡ニ於テ修理保存費ヲ負担シ管理致度旨願出居候ニ付管理為致置尤聴許ノ際ハ相当ノ条件ヲ付シ命令可致積」<sup>5)</sup>であると伺い出ている。これに対し、当時公園の管轄局であった内務省衛生局は窪田静太郎局長名で「命令スベキ条件為念承知致置度」と照会し、京都府は5月9日に返答した。「命令条件」とは次のようなものである。

- 一、公園地ノ維持管理規程其他諸規則等ハ当庁ノ認可ヲ受ケシムルコト
- 二、公園地及同地ニ在ル立木等ハ毀損セシメサルコト若シ立木ノ伐採ヲ要スルトキハ当庁ノ許可ヲ受ケシムルコト
- 三、公園ニ於ケル諸設備ノ計画ハ当庁ノ認可ヲ受ケシムルコト但施設后ノ設計モ同様
- 四、公園内ニハ松樹ノ外樹木ノ栽植ヲ許サ、ルコト
- 五、廃園ノ際土地及立木ハ下付セサルコト<sup>5)</sup>

20日後の5月29日、内務省指令京甲第66号によりようやく「橋立公園管理換ニ付伺出ノ件聞届」<sup>9)</sup> けられる。上局との折衝は一応この内務省指令によって終了する。

この間も大阪大林区署、及び直接の担当である京都小林区署と具体的なやりとりが行われている。

4月18日、国有林授受のため、京都小林区署の井上森林主事が出張、実地に受け渡しの手続を完了し、京都府は大阪大林区署から天橋立の国有林を引継いだ。その「領収書」を送付したのが4月26日であった。また、当時天橋立国有林内には明治32年8月農商務省令第25号国有林野法施行規則によって貸借契約が結ばれていた貸地があり、この借地契約も京都府に引き継がれる。魚干し場、藁葺納屋として使われていた土地である。期限満了のものについては契約を更新しない方針が取られ、順次、藁葺小屋も撤去されることになる。

さらに京都府は6月10日、郡のほうで「本園地管理方御稟議相成候様」<sup>9)</sup> と公園管理方法を検討するよう通達してきた。これに対して「天橋立公園規則」(5条)および「天橋立公園使用規程」(11条)ができるのは明治39年3月30日、郡令第3, 4号による。<sup>3)</sup>

さて、明治36年11月30日の上申後1年半余りを要し、公園管理の件が明治38年6月13日、京都府指令第2606号により許可される。あわせて12条からなる「命令書」が与謝郡に下付される。その第一条には「丹後国与謝郡へ同郡吉津村大字文珠小字橋立地内橋立公園地反別九反五畝二十二歩及同公園地十一町六畝三歩ヲ維持管理スル事ヲ免許ス」<sup>9)</sup> とある。

6月17日、粟飯原郡長は大森知事あてに請書を出す。「明治三十八年六月十三日御庁指令第二六〇六号ヲ以テ橋立公園管理之件御聞届相成候ニ就テハ別紙命令書写相添へ此段御請候也」<sup>9)</sup> と。ようやく、天橋立公園は与謝郡の管理下に入る。7月7日には命令書第5条<sup>10)</sup>にある「橋立公園立木保管證書」を提出する。それには松樹3299本、雑木50本とあり、とくに松については径級別に数量をあげている。

翌、39年、与謝郡はさらに小天橋官有地1町1反3畝6歩の公園地編入を目論む(図1参照)。6月7日付で与謝郡長田辺信成(M. 38. 7. 13 就任)は大森知事に「天橋立公園区域拡張ノ義ニ付上申」<sup>11)</sup> をする。

天橋立ハ別紙図面ノ朱引ノ区域曾テ公園ニ編入相成候処其ノ風致増進ノ計画上別紙図面中黄色ノ分ヲモ総テ公園区域ニ編入シ植樹掃除等公園同様ニ手入ヲ為スノ必要アリト存候間編入ノ御詮議相成候様…<sup>9)</sup>

と上申してきた。縮尺20分の1の「天橋立公園拡張実測積算図」も添えている。図面には実測合計面積1万1351坪5合申その拡張坪数として5675坪7合5勺(1町8反9畝5歩)となっている。京都府はこれに対し、6月13日に郡長にこう照会している。

本月七日庶甲発第六三号ヲ以テ天橋立公園区域拡張ノ義上申相成候処調査上必要有之候間左記ノ図書至急提出相成度且本拡張地ニ於ケル設備ハ何年度ヨリ実施可相成候哉…<sup>9)</sup>

と。「左記ノ図書」とは「拡張地ノ実測積算図」、「同地反別調書」、「拡張上申ニ係ル郡会決議書」、「拡張地ニ於ケル設計書及設計図」、「新設備費調書」、「維持保存費負担ノ方法書」<sup>9)</sup> である。

しかし、これに対する与謝郡からの回答は遅れる。京都府は9月7日に郡長あてに督促をしている。18日ようやく田辺郡長は郡会に諮問する。「天橋立公園ノ設備漸次成ルニ從ヒ其接続地ノ荒廢ハ既設公園ノ風致ト相容レサルニ至ルカ故ニ予メ之ヲ公園区域ニ編入シ…」<sup>9)</sup> という理由で、官有地反別1町1反3畝6歩<sup>12)</sup> を公園区域に編入する申請を府に提出する同意を郡会に求めた。翌19日、郡会は賛成の答申書を郡長に提出した。

与謝郡は上記府から要請されている公園拡張についての「図書」を調製する段階で、公園費の補助を府に申し出る。9月19日、田辺郡長は大森知事に「公園費府費補助ノ義ニ付申請」<sup>9)</sup> を提

出する。それには「来ル四十年ニ於テ皇太子殿下啓ノ御模様」であり至急公園整備を要するとし、「天橋立公園設備概算」, 1万495円8厘の半額5247円50銭4厘の補助を求めた。与謝郡ではこの機会に天橋立の整備を企てたわけである。「貴客御休憩所」, 「傘松御休憩所」, 「記念樹地形」等, 皇太子行啓関係のものが設備費概算の3割余りを占める。

残りの半額は明治40年度の郡の歳出予算臨時部にあげている。その予算要求書には, もちろん皇太子の行幸について触れているが, また外人客を含めた観光客の増加についても言及している。さらに10月4日には概算にある各種目ごとに「天橋立公園設備設計書」も作成し, 同日, 京都府へ6月18日照会の「天橋立公園拡張ニ関スル書類」として送付した。維持管理については「公園ヨリ生スル雑収入ヲ以テ之ニ充ツル外ハ郡費ニ依ル義ニ有之」<sup>9)</sup>とある。この与謝郡の報告に対して京都府は10月10日, 公園地全体ではなく公園拡張地の「設計書及設計図, 新設備費調書, 維持保存費負担ノ方法書」について承知したいのであって, 既設の公園の設備と混同しては内務省に稟申する上で差し支えがあると照会してきた。また付け加えて拡張面積について官有地調書の1町1反3畝6歩か, 実測積算図の1町8反9畝5歩のどちらが正しいのか, それに設備実施の年度は何時かと申し越してきた。これに対して田辺与謝郡長は京都府第一部長中山巳代蔵にあて再度「天橋立公園区域拡張ニ関スル設計書及設計図, 新設備費調書, 維持保存費負担ノ方法」<sup>9)</sup>の書類を送付した。「新設備費調書」には設備費として2071円7厘が計上されている。内訳は園内道路費が1200円, 民有地買取費が300円, 植栽費200円, 土橋の架設費として221円7厘それに園内の手入費として150円があげられている。「維持保存費負担ノ方法」は「公園ヨリ生スル雑収入ヲ以テ之ニ充ツル外ハ郡費ヲ以テ之ヲ負担シ郡ニ於テ之ヲ管理スルノ見込ナリ」<sup>9)</sup>とある。また, 拡張面積については実測値を正しいものとし<sup>10)</sup>, 設備は40年度より実施する予定であると回答している。これに対して, 翌11月2日府は次の事項についてさらに詳しい報告をするよう与謝郡に照会してきた。

- 一、土橋壱箇所ハ如何ナル構造ナルヤ難分且本橋ハ船ノ自由ニ通行シ得ヘキモノニアラサレハ差支候付設計書及構造図(水面以上橋ノ高さ記入ヲ要ス)提出ノコト
- 一、栽植ノ樹木種類数
- 一、買取民有地ハ設計図中緑色ノケ所全部ナルヤ且本地ハ国ヘ寄付シ合地ノ積ナルヤ又ハ小部分ナルモ民有公園トスル積ナルヤ  
但本文買取地ノ壱筆限調書提出ノコト<sup>9)</sup>(図1の黒色部が民有地である。)

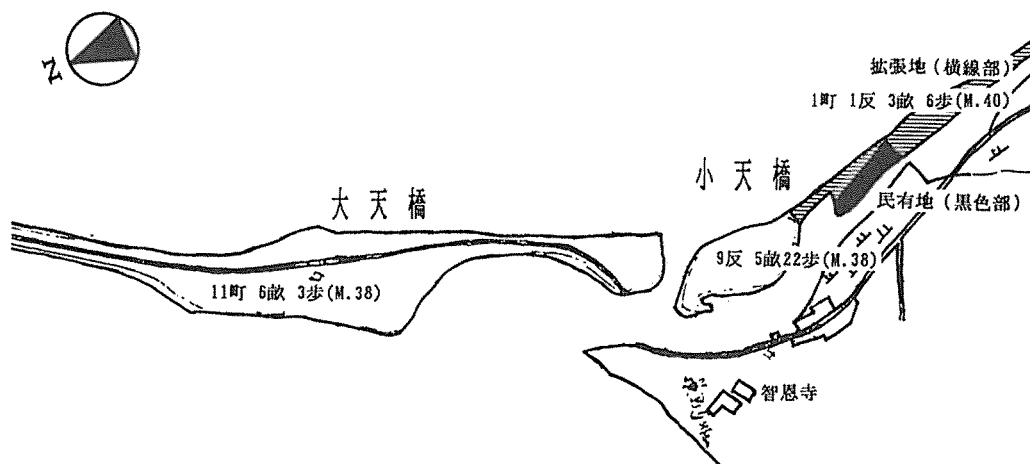


図1 天橋立公園(部分)〔原図は文献5)の附図〕

続けて拡張地には「地盤欠壊ノ部分数ヶ所有之右ハ如何様ニ修築可相成候哉…毎ヶ所ニ対スル設計書及縦横断面図提出相成度」<sup>9)</sup>と照会している。

先述のごとく与謝郡は天橋立公園費について補助を願い出ていたが、ようやく府から11月5日、電話で追加予算として1500円を見込んでいることを知らせてきた。同日付で与謝郡は天橋立公園設備費の内訳を京都府に報告している。当初1万円余の概算を出していたが今回の「天橋立公園内設備費ノ概算」では4500円に縮小されている。郡負担は3000円ということになる。

11月18日になり与謝郡は2日付の府の照会に対し、土橋については「土橋架設工事設計書」, 「土橋構造図」<sup>14)</sup>を添付し, 「栽植ノ樹木ハ松ニシテ樹数約千五百本ノ見込」<sup>9)</sup>であると述べている。また民有地については「買収民有地ハ設計図中緑色ノヶ所全部ニ有之且公園ト為セシ以上ハ国へ寄付ノ筈ニ有之候」<sup>9)</sup>と。また地盤欠壊地については護岸修築工事と埋立工事が必要であるが、護岸工事は府の事業に属するものであり、与謝郡では単に埋立工事のみ計画するつもりであると回答している。小天橋にある民有地については「天橋立公園拡張ニ付民有地買収ニ要スル一筆限調書」<sup>9)</sup>が添付されている。吉津村大字文珠小字水戸内の民有地は34筆, 所有者は3名で反別合計は1反6畝9歩, 地目は「荒田」となっている。地価の見積りはわずか21円90銭であった。買収費については300円という予算が組まれていたが、この時点では買収されなかったようである。詳細な経過は不明であるが、大正期に入り京都府が宮津税務署にこの土地について土地台帳との照合を依頼したことがあり、その謄本をみると大正7年8月27日付で国有地所有者は内務省となっている。<sup>15)</sup>(図1参照)

上述の京都府との折衝の後、ようやく明治40年2月4日に京都府指令第849号により府から1500円の補助の通達があった。与謝郡は同月12日に設備総額4500円に対する設計書、仕様書及び図面等を提出した。総額は変わらないがその内訳をみると皇太子の行啓に関連する設備費が増加している。たとえば記念植樹のための「記念樹地形」費は100円から250円余りとなっている。また、当初橋樑に800円を予定していたが舞鶴鎮守府に対し皇太子行啓中一時、浮棧橋の借用を申し入れ、その予算を100円と節約している。

補助金交付の決定後、京都府は4月16日にさきほど述べた小天橋内にある民有地について、その買収が拡張許可の一条件であることを通達し、さらに「本園ノ改良着々進歩スルニ従ヒ土地ノ価格ヲ昇騰セシムルコトハ免カルヘカラサル次第ニ候間迅速御取扱可然ト存候」<sup>9)</sup>と注意を促している。また、「公園地改良ニ付テハ本文拡張地ノミニ止マラス将来文珠附近一帯ノ民有地ハ園内へ併有セサルヘカラサルモノト相見込候…」<sup>9)</sup>と周囲の民有地の買上についても触れている。さらに、京都府は公園付近に「粗悪ナル高樓等」が建設され、公園の風致が損なわれることを危惧している旨伝える。

近来文珠智恩寺ノ山門ニ密接シ粗悪ナル高樓等ヲ新築若クハ増築セルモノ続々有之右ハ何レモ海岸ノ要部ニ位シ番ニ天然ノ風趣眺望ヲ害セルノミナラス名刹火防上ニ於テ最モ危険ト相認候……<sup>9)</sup>

さて、こういう経緯の後ようやく小天橋の「官有海岸地壹町壹反參畝六歩」の公園地編入が明治40年4月23日、京都府指令第2355号により許可される。さらに京都府は「命令書」(10条)に対する請書を提出するよう与謝郡に達した。与謝郡は府指令の4日後の4月27日に請書を大森知事あてに提出し、公園拡張地の管理が許可されたことになる。

公園拡張の許可条件であった民有地の買収は実行されなかったが、一応、与謝郡は明治36年の願にあるように「郡ノ繁榮増進ノ資」として直接天橋立公園をその管理下に置いたわけである。しかし、郡費に依存する維持管理費は当初の予想よりはるかに上回り郡財政を圧迫しはじめる。大正期に入り再び府費の補助を求めることになる。

大正3年1月の通常郡会で京都府に「天橋立公園府費支弁ニ関スル意見」<sup>16)</sup>の提出が決議された。これがただちに提出されたのかどうかは不明である。しかし、2年後の大正5年1月の郡会で「天橋立公園府費移管ニ関スル意見」の府提出が決議され、大正3年のものを含めた意見書として、大正5年2月7日、与謝郡会議長黒田宇兵衛から大森知事に「天橋立公園府費支弁編入ニ関スル意見書」が上申された。

想フニ斯種ノ勝地ニシテ府県費ノ経営ニ強クモノ他ニ其類例乏シカラス閣下希クハ将来之ヲ府ノ管理ニ移シ天下ノ名勝区地トシテ適當ナル設備ヲ加ヘラレンコトヲ懇願シテ止マサル所ナリ万一之レヲ府ノ管理ニ移スコト絶体ニ於テ不可能トスレバ之レカ管理経営ヲシテ全カラシムベク毎年相当ノ補助金ヲ下附セラレンコトヲ…<sup>17)</sup>

与謝郡で今まで維持管理してきたが、郡の資力では限界がある、できるならば府管理の公園にするか、経常的に補助金の下付をしてもらえないかと言ってきたわけである。これに対して京都府は5ヶ月余経過した7月25日、与謝郡に「天橋公園ノ件」について参考にしたいと、次の項目について調査するよう照会してきた。

- 一、既往五ヶ年間ノ天橋公園維持費臨時費及歳入ヲ各科目別ニ承知致度
- 一、明年度ニ於テ同公園ニ関シ特ニ施設ヲ要スルト認メラレタル事業アラハ其事項及概算等承知致度<sup>18)</sup>

4日後の7月29日、岸田豊久郡長は府の堀田内務部長あてに上記項目について報告した。「既往五ヶ年間ノ天橋公園維持費臨時費」(M. 44~T. 4)については、明治44年から大正3年までが決算額(表1参照)、大正4年度は予算額で記されている。大正4年度の予算合計は686円64銭となっている(表1の決算では減額になっている)。公園歳入については表2がその提出されたものである。これを見ると公園使用料はごくわずかであり、また枯損木の売り払いについても額は少ないことがわかる。この表には「町村分賦額」があげられているが、これが直接公園費に当てられているわけではない。おそらく地元の苦しい財政状況を理解してもらうために掲載したのではないと思われる。第2項の明年度に予定している事業については護岸の「修築並松樹保護」として1526円20銭、それに管理費として375円、合計1901円20銭を経常部天橋立公園費として計上している。

また、表1及び表2にある「公園維持基金」、「公園基金」というのは明治40年5月13日、皇太子が天橋立に行啓した際、100円を地元を下賜したことにはじまる。郡はこの下賜金を天橋立公園維持基金とすることを臨時郡会で可決し、10月26日に郡告示第40号として3条からなる「天橋立公園維持基金積立規程」を設けた。

さらに43年7月16日、韓国皇太子の行啓の際の下賜金、100円、また大正5年7月5日、皇太子裕仁親王の行啓により下賜された100円も公園基金に組み入れた。合計300円の下賜金は第3条の「規程」により公債購入に充てられた。<sup>17)</sup>

さて、天橋立公園の府費支弁及び府への管理換について京都府は「経常部天橋立公園費」の予算要求が府会で可決されれば、与謝郡の管理から京都府の管理に移管すべく大正5年9月6日には起案していた。<sup>15)</sup>しかし、以後の経過を見ると管理費用府支弁は否決され、天橋立公園の府移管問題は一時頓座した。

公園の移管という与謝郡の希望はかなえられなかったが、公園の維持管理費については府の補助を受ける。

大正6年4月になり与謝郡は「天橋立公園松調査書」<sup>18)</sup>を作成する。保護すべき松120本について1本づつ詳細な保護の仕方が記されている。たとえば備考欄に「根本ニ山土壆坪置土スルヲ要



表1 天橋立公園維持管理費（決算）

年 度	公園管理費 経 常 部	臨 時 部	行啓記念費	公園維持基金 利子他収入	合 計
M. 38	100.575	—	—	—	100.575
39	383.242	1,303.163	—	—	1,686.405
40	172.960	3,717.062	—	106.040	3,996.062
41	281.723	493.825	—	26.940	802.488
42	239.265	200.000	148.390	26.730	614.385
43	439.430	99.320	149.317	131.800	819.867
44	496.816	—	138.860	54.550	690.226
T. 1	304.455	—	149.383	61.825	515.663
2	188.065	1,007.040	96.649	28.300	1,320.054
3	400.385	—	23.500	55.755	479.640
4	269.930	95.000	46.830	28.240	440.000
5	794.855	—	59.830	153.340	1,008.025
6	322.900	—	110.760	153.270	586.930
7	766.820	200.000	149.480	244.820	1,361.120
8	1,100.910	—	181.290	82.100	1,365.300

単位：円

（『京都府与謝郡誌』下巻より作成）

表2 天橋立公園歳入<sup>5)</sup>

年 度	公園基金収入	使 用 料	枯損木売払代	町 村 分 賦 額
M. 44	13.450	9.400	30.800	636.576
T. 1	16.360	9.400	36.065	453.838
2	21.000	9.400	0	1,289.654
3	20.150	9.400	26.205	423.885
4	21.000	9.400	0	656.240

単位：円

ス」,「腐朽シタル処ニセメントヲ入ル」<sup>18)</sup>等の注意書きがなされている。この経費の合計は674円89銭5厘である。さらに、「天橋公園松保護手入ニ関スルコト」として公園内にある松保護策が詳細に記されている。「園内ニアル雑木ヲ全部伐採スルコト」あるいは「補植ニ際シテハ赤松ノ数ヲ多クスルコト」など述べられている。<sup>18)</sup>「天橋公園松補植調査」では苗木数1780本、その苗木代とその他植栽費合計722円89銭5厘を計上している。また、「参考」として小天橋の南端にある民有地2筆についても報告している。ともに種目は「畑」で合計3反2畝26歩で、その地価は22円76銭である。さらに「天橋公園内地均工事調書」も作成し、その経費714円45銭を計上している。これらの実施について大正6年6月23日付で府の内務部長から「橋立保勝法」として全般にわたって次のような具体的な質問事項をあげ、継続事業として年次別に設計及び経費の見積りを提出するように照会してきた。

「(一) 天橋保勝 一、松ノ稀疎ナル地丘ニ補植ノ要アリヤ 二、地面ニ地盛其他整理ノ要アリヤ 三、護岸工事ノ要アリトセハ其方法 四、其他要否 以上所要ケ所ノ設計及其経費予算」,「(二) 小天橋 一、松ノ補植 二、地面ノ整理 三、護岸 四、天橋トノ連絡 五、文珠トノ連絡 六、其他 以上要否如何又其所要ケ処ノ設計及経費予算」,「(三) 天橋以北ヨ公園ニ入、トセバ 一、海岸道路ノ沿岸沿道ニ対スル手入 二、籠神社々頭及境内前面ニ対スル手入 三、

傘松及其坂路ニ対スル手入 以上ニ対シ前同断, 「(四) 文珠 一, 寺ノ山門前附近 二, 寺ノ境内ニ対シ 三, 寺ノ後方渡船場附近ニ対シ 以上ニ対シ前同断」<sup>18)</sup>

これらの質問項目に対して与謝郡はその方針について詳細な回答をしている。「天橋保勝」の回答を掲げておく。

- 一、イ、補植ノ要アリ現在大天橋ニ於テ間引キ得ル松苗数百七十七本(四尺以上十五尺以下)アルヲ以テ之ヲ全部大天橋ニ補植ス ロ、渡船場附近ノ補植
- 二、整理及地盛ヲナスノ要アリ其地盛ヲ要スヘキモノ九ヶ所土坪約八百坪ナルモ其中二百三十一坪ハ地下水高く(渡船場附近)盛土ヲナスニ非ラサレハ補植ヲ為スヲ得ス又約四十坪ハ松樹ノ根部露出セルモノ甚シク保護ノ目的ヲ以テ盛土ヲナスノ必要ヲ認ム 整理トシテハ松以外ノ雑木(但山桃ハ除ク)及松ノ成育見込ナキ繊弱ナルモノヲ伐採シ下樹下草ヲ刈除スル事
- 三、天橋ノ中央部(最モ巾狭キ所)ハ時ニ潮流ノ為メ土砂ヲ取り去ラル、コトアルモ幾ナラスシテ自然ニ復旧スルモノ、如シ若シコレニ対シテ護岸工事ヲ施サントセハ石垣トナシ土砂ヲ以テ蔽ヒ風致ヲ損セサル様仕上ゲヲナスヲ適當トス
- 四、保護ノタメ定傭人夫ヲ設置スルコト 松樹保護ノ支柱ハ必要ニヨリ更新増設ヲナスコト<sup>18)</sup>

また、表 3 がその年次別工事費調書である。総額 3 万 4661 円 55 銭 9 厘の年次別費額は大正 6 年度、584 円 76 銭 2 厘、7 年度、1 万 2792 円 13 銭、8 年度、1 万 3718 円、9 年度、7616 円 66 銭 7 厘となっている。

表 3 天橋立公園保勝計画年次別工事費調書<sup>19)</sup>

施行ノ種類		年次別	費額(円)	備考
・大天橋	・松樹保護(支柱, セメント詰, 鉄線巻)	大正 6 年度	502.812	・二ヶ所 ・目下調査中ニ付金額計上セス
	・松樹補植	〃	31.950	
	・渡船場附近松樹補植	同 7 年度	29.480	
・地盛	〃	2,282.650		
・整理	〃	110.000		
・護岸	・定傭人夫	〃	360.000	
・小天橋	・松樹補植	〃	18.000	
	・地均	同年度ヨリ	(未記入)	
	・架橋	同 7 年度	9,992.000	
・大天橋以北ヲ公園ニ入ル、トセハ	・天橋以北道路右側ノ買収及植樹費	同 8 年度	6,957.000	
	・籠神社々頭前施設	同 10 年度		
	・傘松ニ遡スル新盤道設	同 9 年度	5,100.000	
・文珠	・山門前人家取払	同 8 年度	6,486.000	
	・山門前水路掘鑿及架橋	同 9 年度	2,516.667	
	・寺ノ後方渡船場附近ノ施設	同 8 年度	275.000	
総額			34,661.559	

( ) 内は筆者注

初年度の大正 6 年に「天橋立公園松樹保護及松樹移植工事」費として「調書」どおり府は 534 円を補助しているが、7 年度には、ようやく 11 月 27 日になり、「天橋立公園保勝事業ノ件ハ松樹セメント詰及支柱建替並建設工事(費金五拾八円貳拾四銭)ニ限り施行可相成候条…」<sup>18)</sup> という通牒が府の内務部から根本与謝郡長に照会された。また、大正 7 年に買収した小天橋の民有地(図 1 参照)について郡の要望である「風致樹植栽之件」に対する回答があったのが、大正 8 年 1 月 25 日のことである。府からは「五十円以内ノ予算」で計画するようにとのことであった。8 年度に入り郡は保勝費の府費支出補助を申し出るが、それに対して 7 月 5 日付で「小天橋内松樹移植工事並小天橋内松苗植込工事費」として府は「金貳百円ヲ支出シ工事ヲ貴郡ニ委託」するこ

とを伝えている。府費の補助額からみても「天橋保勝法」の実行は実質的に不可能となり頓座する。再び天橋立の保勝問題が持ち上がってくるのは「史蹟名勝天然記念物保存法」による名勝指定がその契機となる。

史蹟名勝天然記念物保存法が公布されたのは大正8年4月10日であるが、これにさきだち内務省では次官名で各都道府県に「名勝、史蹟及天然記念物ノ調査ニ関スル件」<sup>19)</sup>の照会をしている。京都府には大正8年9月25日付で照会があり、与謝郡にも連絡があった。しかし、天橋立について詳細な調査が行われるのは保存法発布後の大正10年4月になってからである。「天橋立公園調査ノ為メ内務属矢野寛並京都府属辰谷由太郎」<sup>9)</sup>が出張する。内務省の矢野属は府中村ならびに成相寺から寄付を受けて大正8年4月に設置された傘松公園についての地積調査もするように要求している。

さて、6月17日に至り新たに掘切内務大臣官房地理課長名で馬淵京都府知事にあて天橋立公園を名勝指定の予定である旨、次のように照会してきた。<sup>20)</sup>

天ノ橋立公園ヲ名勝トシテ史蹟名勝天然記念物保存法第一条ニ依リ指定スヘキ見込ニ候処御意見無之哉左記事項トモ併テ至急御回報ヲ煩シ候

記

- 一、公園地ノ地籍、面積詳細
- 一、傘松ト称スル展望地ノ地籍、面積詳細
- 一、以上土地ノ内固有ニアラサル部分ハ所有者ノ住所氏名
- 一、公園地及展望地ノ管理者若シ別ニ占有者アラバ其ノ住所氏名
- 一、公園附属ノ建物其ノ他ノ工作物
- 一、智恩寺境内ノ地籍、面積、所有者、管理者ノ詳細
- 一、公園地、展望地、智恩寺境内ノ地籍図<sup>9)</sup>

これは6月24日に内務部から与謝郡に照会される。これに対し与謝郡長山本三省は内務部長高橋守雄に「天橋立公園地ニ関スル件」として8月1日付で回答している。

天橋立公園地ニ関スル調書

- 一、公園地ノ地籍 与謝郡吉津村字文珠小字橋立国有林
- 一、同上面積 天橋十一町六畝三步、小天橋二町八畝二十八歩
- 一、傘松展望地ノ地籍 府中村大字中野小字西ノ坊、大字大垣小字高田大字中野、大垣江尻難波野入会小字梅ヶ谷
- 一、同上面積 一反八畝歩
- 一、以上ノ土地ノ所有者 国有地ヲ除ク外ハ与謝郡
- 一、以上ノ土地管理者 与謝郡長
- 一、同上中占有者ノ住所氏名

天橋ニ在ルモノ

- |       |          |                  |
|-------|----------|------------------|
| 吉津村文珠 | 松波庄三郎    | 売店用              |
| 吉津村文珠 | 後藤源造     | 売店用              |
| 吉津村文珠 | 文珠渡船組合代表 | 山口政蔵（渡船者林憩所及売店用） |

小天橋ニ在ルモノ

- |       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 宮津町魚町 | 徳田佐兵衛 | 旅館用 |
| 吉津村文珠 | 石間金造  | 旅館用 |
| 吉津村文珠 | 幾世勘七  | 旅館用 |

傘松展望地

- |         |      |     |
|---------|------|-----|
| 府中村字成相寺 | 小倉善平 | 売店用 |
|---------|------|-----|
- 一、公園附属建物工作物（略）
  - 一、公園内神社 磯清水神社 境内地域 千四百六十七坪 官有地第一種<sup>9)</sup>

さらに「智恩寺境内ニ関スル調書」には「一、智恩寺境内地籍 与謝郡吉津村文珠 一、同面積 二町八畝十四歩（6254坪） 一、所有者管理者 官有地ニシテ管理者智恩寺住職 一、境内図

別紙<sup>5)</sup>とある。

調査項目にはなかったが与謝郡はとくに「天橋展望地樗峠ニ関スル調書」を追加して報告している。「一、展望地ノ地籍 与謝郡岩滝村字弓木小字坂尻 一、同面積 台帳面五十八坪 実測百五十坪 一、同所有者管理者 妙見堂ノ所有ニシテ信者講中ヨリ五名ノ総代ヲ選出管理ス 一、建造物 妙見堂 宇籠堂 佛碑二 一、略図 別紙<sup>5)</sup>

与謝郡の報告を受けて、京都府は11月4日に内務大臣官房地理課長に回答する。

史蹟名勝天然記念物保存法により公園地を含めた天橋立が「名勝」に指定されるのは大正11年3月8日、内務省告示第49号による。<sup>21)22)</sup>その地域は吉津村文珠の天橋立公園地、3万9451坪(13町1反5畝1歩)、公園地内にある磯清水神社境内、1467坪(4反8畝27歩)、智恩寺境内の6271坪(2町9畝1歩)、それに府中村の成相山上部の山林、4筆合計1反8畝歩の地域である。<sup>21)22)</sup>保存法第5条には「史蹟名勝ノ保存ニ関スル費用ハ管理者ノ直接ニ管轄スル公共団体ノ負担トス 国庫補助ハ前項ノ費用ニ対シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得」とあり、名勝維持のための補助金について記されてはいるが積極的に行なうというものではない。名勝に指定されたからといって、ただちに名勝保存費が支給されるわけではなかった。

与謝郡にとって天橋立の風致維持問題は別の解決策を必要とした。

大正10年4月11日、法律第63号「郡制廃止に関する法律」の公布により郡制廃止の決定をみた。これは政友会原内閣の党勢拡張政策の一環でもあったが、地方行政の簡素化により、従来の町村自治組織を十分に発達させることを目的としたものであった。この法律の附則により12年3月の勅令第44号をもって、同年4月1日から郡が廃止される。郡制廃止に伴う郡有財産処分が各府県で行なわれる。

京都府下の各郡でも郡制廃止前の大正11年には郡有財産の移管及び処分がすでに始められている。

与謝郡天橋立公園の府移管問題についても、山本三省郡長から2月28日の郡会に郡第7号議案として提出される。

天橋立公園ヲ本府ニ於テ維持管理セラル、場合ニハ同公園地ヲ返還シ之ニ属スル一切ノ不動産動産権利義務天橋立公園維持基金及大正十一年度所要経費ヲ京都府ニ寄附スルモノトス<sup>23)</sup>

郡会は3月3日にこれを可決する。議案の「理由書」にも「今回郡制廃止ノ準備トシテ天橋立公園ヲ京都府ニ於テ維持管理方出願セルニ就テハ…」<sup>22)</sup>とあるように、郡にとって手に余る公園の維持管理を府に任せたい意向であった。

山本郡長は3月9日、若林資藏知事に郡会決議書を添えて天橋立公園の「寄附願」<sup>5)</sup>を提出する。また、この「寄附願」には「天橋立保勝会」を設立し、寄付した公園維持基金を交付してもらいたい旨、書き添えている。維持基金の内訳は有価証券、額面300円、郵便貯金1068円38銭である。「寄附願」には「天橋立保勝会成立経過書」<sup>5)</sup>、6ヶ条からなる「天橋立保勝会会則」<sup>5)</sup>それに「天橋立保勝会基金造成計画書」<sup>5)</sup>を添付している。「経過書」によれば11年2月24日に創立総会を開き会長与謝郡長、副会長宮津町長等の役職を決めたとある。また、「基金造成計画書」にはさきほど述べた維持基金に加え、大正10年度蓄積予算、292円、それに天橋立保勝会寄附金として各町村から醸出する額を、8315円計上している。総計9975円を保勝会の基本財産とするとある。天橋立に係る宮津町、吉津村、岩滝村、府中村の醸出金は1戸あたり1円20銭、その他の町村は60銭となっている。しかし、公園基金は保勝会に交付されなかった。

大正12年3月6日に再度、保勝会長である郡長から「天橋立保勝会基金交付申請書」が府に提

出されたが、交付されることはなかった。その後、保勝会は独自で寄付金、醸金を財源に大正12年12月22日法人の許可を得、翌13年1月22日宮津区裁判所に法人登記をしている。<sup>24)</sup>

さて、天橋立公園地内にある郡有不動産移管の内訳であるが、土地については傘松の1反8畝歩の郡有地（小天橋、大天橋の公園地は国有地である）、建物等については公園地内にあるものすべてが移管の対象となった。その後、不動産の時価調べがなされ、大正11年12月27日付で与謝郡あてに「公園管理換該不動産動産譲受ノ件」<sup>25)</sup>に対して「大正十一年三月九日庶甲第三四二號願天橋立公園管理返還並動産不動産公園維持基金寄附ノ件大正十二年一月一日ヲ以テ承認ス」<sup>26)</sup>と指令された。大正12年1月23日付の京都府告示第37号により、嵐山公園とともに府立公園となる。

公園維持基金の保勝会基本財産への交付という目論見は不許可となったが、また一方で与謝郡は府に移管されるべき郡積立金を天橋立架橋費に組み入れることを企てる。

天橋立に架橋するという計画は前述の「天橋保勝法」にもあったが、大正9年1月の郡会で「天橋立架橋資金設置並管理規程制定ノ件」<sup>27)</sup>が提出され、10年度及び11年度にそれぞれ一橋を予算6万円で架設することを議決している。10年度に府から8500円の補助と郡費1万円を投じ大天橋と小天橋間に架設し、竣工したのは11年3月であった。<sup>28)</sup>

二つ目の架橋、「小天橋」については、大正11年7月10日の臨時郡会での郡第14号議案および16号議案が関連する。郡長より提出されいずれも同日可決される。ちなみに14号議案というのは「与謝郡積立金設置並管理規程ニ依ル積立金左記現在額及今後生スル利子共大正十一年度小天橋新架設費ノ財源ニ繰入使用スルモノトス」<sup>29)</sup>というもので、その積立金の現在高は2406円であった。

与謝郡は翌日、7月11日、府に「郡積立金処分ノ件稟請」を提出する。その理由書には「積立金ノ全部ヲ繰入レ架橋費ノ財源ニ充用」<sup>30)</sup>したいと述べている。また、この件については郡制廃止に伴う郡有財産帰属処分についての意見内申の際にも上申ししていたことも書き添えている。予定では経費2万8066円を要し、府からの補助金3000円、架橋資金繰入1万900円、前年度繰越金760円、予備費500円を充当し、不足分の1万500円は町村分賦に俟つとしている。8月17日にいたり府は郡積立金2406円を小天橋新架費に繰り入れることを許可する。理由書にある架橋資金1万900円についてこれも小天橋架設費に繰り入れることが郡第16号議案として14号議案と同日提出され、7月10日に可決されている。郡長は8月21日府に「郡積立金処分ニ関スル件」<sup>31)</sup>として稟請し、翌9月26日付で許可された。与謝郡の積立金が府に移管される前に天橋立の整備に使われたわけである。府費の補助金3000円と郡費2万3000円を投じ11年9月に着手、12年3月に竣工した。ちなみにこの小天橋は当時京都帝大助教授近藤泰夫の設計になる回旋式擬宝珠造の木橋である。<sup>32)</sup>

天橋立公園は郡廃止前に一応名勝地として主たる整備がなされたことになる。

しかし、まだ北部地域には明治38年、公園が設置されたがために生じた村界問題が残されていた。すでに述べたように、天橋立は吉津村字文珠智恩寺の飛地境内であったところ、その元境内の官林が公園地となったものである。この時点で公園地の北側に吉津村に属する民有地が公園地を挟んで一部取り残され、府中村に接するかたちになっていた。

当時の状況を新聞はこう伝えている。

与謝郡吉津村は其地域を同郡府中村地帯に入り込ませて地権は吉津村であり乍行政権は府中村が掌握してゐると云ふ複雑と不可解な事実が何時の時代よりか継続されて今日に及んでゐるが此の複雑な地帯は天の橋立公園より傘松公園に通する咽喉部であり既に数十戸の人家が建設せられてをり土地年貢は吉津村所有者に納入してゐるが戸数割其の他の諸税の附下徴収及治政、行政は府中村役場の指揮監督を受けてゐる訳

である故に此の間吉津村，対府中村の間可成永い暗黙が続き何時か事あれば問題を惹起して物云ひの種となるかの如き形勢が窺はれてをつたのである…<sup>289</sup>

この解決策として山本郡長<sup>290</sup>の仲介により13年5月，吉津村，府中村両村の協議により「村界ヲ整理シ府中村ニ移スベキ地域ヲ買収シテ公園ニ編入シ其土地購入費等一切ノ費用ヲ府ニ寄付スルコト」<sup>51</sup>となった。5月16日付で府中村長宮崎佐平治から京都府知事池松時和にあて「寄附願」<sup>52</sup>が出された。府中村では8月22日，4296円の寄付額を決議している。府では9月19日「天橋立公園拡張費寄附ノ件」<sup>53</sup>として承認する。またこの間，府中村は公園内に休憩所の設置を申し出ている。6月5日，宮崎村長は池松知事に休憩所の「寄附願」を出す。

右ハ天橋立公園内一般遊覧者休憩用トシテ建設スル目的ニヨリ寄附スルモノナリ由来天橋立ハ南部ニハ夫々設備アルモ北部ニハ何等ノ設備無之一般遊覧者ニ不便ナリト信シ寄附致度候条…<sup>54</sup>

この件は7月14日に承認されるが，文中にもあるように天橋立南部の賑いに対し北部の出遅れを少しでも挽回しようとするものである。ただ建坪6坪，杉皮葺平家1棟では貧弱に失する感があるが。

さて，具体的な土地の移管についてであるが，京都府は8月30日に京都府達第391号および392号により府中村，吉津村の両村に答申し，村会での可決を見た後，14年1月1日，実施の旨を公布する。智恩寺の所有地1210坪（内100坪は道路敷）を智恩寺所有のまま地籍を府中村大字江尻に編入し，逆に府中村大字江尻の天橋立に尖入する部分367坪（このうち211坪はすでに公園地になっている）及び同村大字中野の民有地88坪，合計405坪を公園地に編入し，地籍を大字文珠に変更し，さらに，智恩寺所有地の334坪，文珠区有地の234坪，合せて568坪を公園地に編入することが決まる。同月10日，事務引継を終える。<sup>300</sup>

この時点で，民有地の混在していた北部についても決着がつき天橋立公園はその地籍がすべて「公園地」となった。

### 3. 結びにかえて 一天橋立と近代ツーリズムー

明治28年，京都で開催された第4回内国勸業博覧会，奠都記念千百年祭の開催は多くの内外人が京都へ訪れる機会をつくったが，先に述べた明治27，28年の建議，上申はその入京者に対する観光地の整備を目的とするものであった。当時刊行されたガイド・ブック，『奠都記念祭聯合区域名所旧蹟独案内』（柴崎徳衛著）には次のように京都から天橋立への行程が記されている。

第十五線 七条大宮より午前七時発の馬車に搭じ福知山に向ふ（馬車九十八銭）…【注意第二十八線…米原より汽車にて敦賀に出て（敦賀港奇数日宮津偶数日出帆賃六十銭）海路宮津に赴き天ノ橋立を見るも良からん】

第十六線 福知山発河守まで馬車の便を取りこれより旧道に従ひ元伊勢にて内外宮を拝し不孝峠に登り…絶頂にて天橋立遠望坂を下れば即ち上宮津に達す是より宮津へ僅に一里余は宮津町字宮本山家楼に投宿せり…

第十七線 車（人力車一筆者注）を雇ひ智恩寺文珠を経て天の橋立を見…<sup>311</sup>

このあと舞鶴に出，園部で一泊，保津川を下り亀岡で船を乗り換え再び川を下り「兩岸の絶景を見つつ嵐山に出—休乗車京都に帰る」という周遊コースが記されている。

橋立で「股のぞき」をしてみるといってもなかなか大変な旅である。

上に述べた陸路，京都・宮津間の車道の開鑿工事に着手したのが明治14年11月，竣工したのがようやく，22年8月のことであった。

さらに2年後の明治24年7月に京都・宮津間の乗合馬車の営業が開始された。所要時間はまだ30時間30分も要した。26年6月は15時間30分とおよそ半分に短縮される。「宮津の沢田広栄堂馬車部にては来る十五日より宮津の本店と京都七条大宮西入同支店との間に即日発着の馬車を往復せしむる由…」<sup>32)</sup>と新聞は伝えている。初発は午前4時京都発、同8時園部着、午後2時30分福知山着、同7時30分宮津着となっている。午前中にはもう一便、6時京都発、午後5時30分福知山着止りがある。午後は1時30分京都発、6時園部着止り。料金は京都・園部間31銭、京都・福知山間98銭、京都・宮津間1円48銭となっている。

内国博見物のついでに天橋立へ足をのばす遊覧者はこの馬車にゆられて宮津まで行くことになる。

京都・宮津間の馬車の開通によって従来と比べれば、確かに天橋立見物は容易になったが、どれほどの旅行者が訪れたかは疑問の残るところである。むしろ、この点については鉄道の発達を見てゆく必要がある。鉄道の敷設により丹後縮緬をはじめ多くの物産の輸送が海路依存から陸路への転換の時期を迎える。

宮津地方における鉄道問題は明治25年8月、宮津商港鉄道期成同盟会を組織したことに始まるが、宮津自体に鉄道が敷設されるのは大正13年4月の丹後鉄道宮津線の開通まで待たなければならない。しかし、丹波・丹後地方へは徐々に鉄道が敷設されてゆく。とくに明治22年、軍港に指定された舞鶴への路線が肝要なものとして、京鶴鉄道と阪鶴鉄道の敷設が問題となる。その波及効果として天橋立への遊覧を招致することになる。

明治25年には、京鶴鉄道敷設運動が舞鶴町、京都市さらに沿線の有志者により展開される。明治25年11月8日に府会は京都・舞鶴間鉄道敷設の建議を内務大臣に提出する。翌26年2月6日の鉄道会議で京都・舞鶴間鉄道敷設が許可される。

京鶴鉄道敷設に対して宮津町は必ずしも歓迎していたわけではない、逆に舞鶴港が鎮守府に指定されたためにその繁栄を奪われることに危機感を持っていた。27年2月、宮津に鉄道期成同盟会が結成されたのはその現われでもある。

26年7月にいたり、浜岡光哲、田中源太郎、中村栄助の3名が中心になり京都鉄道会社を設立、27年5月9日、鉄道会議で京都鉄道京鶴線、京都・綾部・舞鶴間、舞鶴・宮津間、綾部・福知山間および福知山・和田山間が許可された。翌、28年11月5日、正式に京都鉄道会社の免許がおりた。29年4月5日、京都を起点として工事に着手、明治32年8月15日、京都・園部間が開通したが、その他の予定路線は資金難のため中止のやむなきに至った。

さきに述べたように京都鉄道の京鶴線は明治27年5月9日の鉄道会議で許可されたのに対し、阪鶴鉄道は保留ということになっていた。その後、路線を変更し、起点を神崎にし、三田、篠山を経て福知山に至る路線に縮小し、29年4月30日、許可された。明治32年7月15日、神崎・福知山間が開通した。さらに、先ほど述べたように園部以北の京鶴線の敷設中止を見、32年12月11日に福知山・舞鶴間の敷設申請をしたが、聞き入れられなかった。その後、官設鉄道として、舞鶴・綾部經由・福知山間の鉄道敷設工事が35年8月着工し、37年11月3日に開通する。また官設鉄道として園部・綾部間は43年8月25日に開通する。

明治36年11月に天橋立公園の設置を願い出た時点で、京都鉄道が園部止り、阪鶴鉄道の方は福知山止りであった。ただ、福知山・舞鶴間はすでに工事が始まっておりその開通が待たされるという状況であった。

明治35年5月に刊行された『宮津案内記』（島谷資規編）には宮津への交通手段が書かれている。

阪鶴鉄道は福知山・大阪間、片道約4時間30分を要して、1日往復6便。福知山・宮津間は「阪鶴馬車」が営業されており、1日2往復運行されていた（所要時間は5時間）。また、海路についても記されている。宮津港はすでに近代以前から日本海の要港となっており、いくつかの汽船会社の航路となっている。宮津・敦賀間には丹州汽船会社の第一宮津丸、第二宮津丸等の定期航路があり、伊呂波汽船会社の「伊呂波丸」もまた舞鶴港から宮津港経由舞鶴に戻るという航路を取っていた。先述の『奠都紀念祭聯合区域名所旧蹟独案内』には敦賀まで汽船で行き、海路宮津というコースが記されていたが、京阪神方面からの遊覧客にとっては鉄道の開通が待たれるものであった。明治38年刊の『大日本三景橋立美やげ』には鉄道についての期待が述べられている。「殊に阪鶴鉄道ハ丹波福知山を経て此地に達するの計画既に成り又京都鉄道ハ舞鶴軍港を経て達すべく丹後鉄道も亦此地を起点として但馬国城の崎に達するの計画成りたれば鉄道にして通するを得は群客難還をきはむるも亦遠きにあらざるべし…」

明治35年10月に発行された『阪鶴鉄道名所案内』には福知山から11里余、人力車賃1円10銭とある。また、英文の説明もあり、“5 hours by Jinrikisha from Fuku-chiyama Station”と記されている。

天橋立公園設置の契機は直接的にはすでに述べたように明治36年11月の国有林の不要存置林処分であったが、またその背景には地方経済振興のための交通路の発達によって波及する観光への可能性があった。積極的な名勝天橋立の保存は地域経済の活性化を促すものである。明治25年『両丹紀行』の筆者はすでにこう述べている。

此名区あるの故を以て此近傍が年々他より吸収する利益の如何を思はんには区々六百円何かあらん一千円を投ずるも惜むに足らじ仮し利益の如何は惜て問はざることゝするも此種の名区を保存するの必要あるは云ふまでもなく…<sup>33)</sup>

さて、鉄道を中心とする交通路の整備は観光客を天橋立へ向わせることになるが、それにとともなう地元の対応はどうであったのか。

『宮津案内記』にはいくつかの旅館の広告が掲載されている。明治25年に天橋立の保存を訴えた荒木金兵衛は宮津港魚屋町で別荘を経営していた。文珠山門前には幾世勘七経営の「対橋楼」「対潮楼」があり、本町には徳田佐兵衛の「精輝楼」等をはじめ宮津にはすでに多くの旅館があった。「旅宿業」としてここでは18人の名が上げられている。

大正期に入り、天橋立公園内にも旅館が建設される。小天橋内に旅館、別荘（旅館別館）建設のための土地使用許可の申請が3件、郡長に出される。

最初に申請してきたのは文珠「なかや旅館」の主人石間金造であった。小天橋の北部に旅館を建てたいとの意向を郡は大正8年6月19日、府へ照会した。28日、内務部から建設許可にあたっての注意事項を達してきた。それには瀟洒な建物として周囲の風致と調和させること、許可の期間を5年あるいは10年とし風致を害するときは即時撤廃させること、許可の前に設計書と使用方法を提出するよう記している。<sup>34)</sup>これをうけて与謝郡では8月29日、公園使用について5条からなる「命令書」を作成し、12月20日、さらに府に伺い出ている。<sup>35)</sup>「命令書」には建物の位置、坪数、使用期間（5ケ年）等が記されている。ちなみに使用料は1坪に付1年間50銭である。幾世勘七については9年9日付、徳田佐兵衛は同年8月4日付でそれぞれ「命令書」を付して与謝郡から府の内務省に許可申請が出されている。<sup>36)</sup>申請の図面を見るといずれも木造平家数寄屋風造りのりっぱなものである。3者に対して4月12日付で郡長名で許可指令が出されるが、第一次大戦後の経済恐慌のためすぐに着手することが困難であるとしてそれぞれ建築延期を願い出ている。



る。また、小天橋は現在孤島の状態であり、架橋後物資の運搬が容易になってから着手したいという理由も上げている。<sup>36)</sup>その後、石間金造は11年4月15日に竣工届を出し「掬水荘」と名づける。しかし、他のふたりについては大天橋架橋後もまったく建設する形跡がなかった。与謝郡は11年5月29日に督促するが返答がなく、11月11日、幾世勸七については「命令書」第5条<sup>37)</sup>に違背したとして許可を取り消す。<sup>38)</sup>徳田佐兵衛は11月28日に建物の設計仕様の変更を申請し、許可取り消しを免れる。

この旅館の建物に対し「名勝」指定される前年に内務省地理課からクレームが付けられたことがあった。大正10年6月1日、堀切内務大臣官房地理課長から馬淵京都府知事に「天橋立公園ハ名勝トシテ史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ指定スベキ見込ノ処同公園中ノ一部ニ料理営業ノ用ニ供スル家屋建設置…右家屋建設ハ風致ヲ損スヘクト存セラレ候ニ付公園地使用ヲ許可セサル様致度候…」<sup>39)</sup>と名勝地内の旅館建設に反対である旨を伝えてきたが、さきほど述べたように府はこの時点ですでに建設を許可しており、6月30日に内務省地理課長にこう回答している。「俄ニ許可取消等ハ困難ナル事情アルノミナラス公園ノ風致上ニ関シテハ充分ノ注意ヲ払ヒ建物ノ如キモ平家建ニシテ尤モ瀟洒ナル様式ヲ選バシメタル義ニシテ此程度ノモノハ寧ロ必要ニシテ差支無之ト存候条…」<sup>40)</sup>と。さきに述べた状況からすれば、与謝郡では旅館建設の許可を取り消すことも可能であったが、むしろ建設には積極的な姿勢がうかがわれる。7月9日には山本郡長から内務部長に旅館建設について理解を求める添書が出されている。<sup>41)</sup>

結果的には2軒の旅館が建設され、昭和5年刊の『丹後吉津村誌』には、「掬水荘」とともに大正18年府の認可を得て建築したという「精輝楼」別館、「松富楼」の名がみえる。経営者は徳田佐兵衛ではなく佐々木富子となっている。また、昭和27年現在では2軒の旅館が確認できる。石間金造のほかに井上仙次郎なるものが旅館を経営している。<sup>42)</sup>

また、公園内の他の諸施設については明治39年3月の「天橋立公園使用規程」に定められており、売店、休憩所あるいは海水浴期の仮設建物等についても設置許可されている。(先述の「天橋立公園ニ関スル調書」には大天橋に3軒、傘松に1軒設置されている。)昭和27年現在で4軒の売店兼飲食店があり、そのうち幾世勸七は明治39年6月から、松波音蔵(借用開始時は松波庄三郎である)は同45年頃から継続使用している(大天橋内)。<sup>43)</sup>

前章で述べたように公園設置以前、天橋立内には魚干し場があり、そのための藁葺小屋があり、民有地が介在していたがそれらは公園としての体裁を整えるため排除され、名勝にふさわしいものが作られ整備された。鉄道をはじめとする交通路の発達も、大正期になり名勝地内に旅館建設をはじめ遊覧者の利用施設の設置を促すことになる。大正11年3月の「名勝」指定は観光地としての御墨付となる。

本稿作成には「京都府庁文書」によるところが大きく、京都府立総合資料館の歴史資料課の職員の方々には再三にわたりお世話になった。また、京都大学造園学研究室の中村一教授には原稿を閲読していただき、あわせて有益な助言をいただいた。ここに記してお礼申し上げます。

## 引用文献

- 1) 与謝郡では15町8畝13歩の山岳、2町5反8畝11歩の山林、合計17町6反6畝24歩の官有林が太政官布告第291号によって「存置見込ノ分」として記されている。(京都府立総合資料館蔵、京都府庁文書、『与謝郡社寺境内外区別取調帳』地理主任、【明治十七年調】による。)
- 2) 『日出新聞』、明治25年6月15日

- 3) 京都府庁文書, 『通常会議案書類』内務部第一課, 明治二十七年十一月開
- 4) 京都府庁文書, 『官省進達原議書』知事官房往復掛, 明治二十八年
- 5) 京都府庁文書, 『天橋立公園』(一) 都市計画課, 自明治三十六年至大正十三年(『天橋立・宇治公園一件綴』都市計画課, 自明治三十六年至昭和二十一年に合綴)
- 6) 第2項に「府県郡市町村及其ノ他ノ公共団体ニ於テ道路, 河川, 港湾, 水道, 堤塘, 溝渠, 溜池, 火葬場, 墓地, 公園等公共ノ用ニ供スルトキ」とある。
- 7) 明治35年5月に京都府山林会が開設されている。
- 8) 天橋立の件と同時に相楽郡笠置村の笠置山の国有林反別3反3畝19歩についても「本林ハ後醍醐天皇行在ノ旧趾ナルヲ以テ旧蹟地ノ目ニ組替」の伺いが出されている。
- 9) 「公園規則」は内務省の許可を得, 「使用規程」は府の許可を得て作成されたものである。(与謝郡役所, 『京都府与謝郡誌』下巻, 大正12年, 1497—1500)
- 10) 第五条 本公園地及該地上ニ在ル立木等ハ毀損セサル様保管スヘシ且立木ノ伐採ヲ要スルトキハ事由ヲ具シ当庁ノ許可ヲ受クヘシ但壹ヶ月以内ニ立木保管証書ヲ提出スヘシ」[5]の文献による。]
- 11) 従来「橋立公園」と称していたが明治39年2月2日, 田辺郡長は大森知事にあて「……同所ハ世俗呼シテ橋立ト称シ又ハ天橋ト唱ヘ候得共畢竟略語ニ過ズシテ之ヲ天橋立ト称スルコトノ正シキハ古書ニ徴シテ明ナル処ニ有之候故ニ公文書等ニ明記スル場合ハ俗稱ノ如何ニ拘ラス天ノ橋立ト称スル方可然存候」<sup>9)</sup>と上申した。これを受けて京都府は2月20日内務大臣に稟申する。これは許可された模様である。
- 12) 実測では前述の通り1町8反9畝5歩であるがここでは台帳面積になっている。
- 13) 後の数値をみると実測値ではなく台帳面積で記されている。これはすでに公園地となっている12町1畝25歩が台帳面積で記されているため拡張地もそれに合わせたものであると思われる。
- 14) この時点で土橋は平橋であったが, その後, 満潮時の船の往來を考慮し, 府は反橋に設計変更するように達している。
- 15) 謄本では面積1反6畝14歩となっており調書のものとは少し違っている。[36]の文献による。]
- 16) 『京都府与謝郡誌』下巻, 1355
- 17) 『京都府与謝郡誌』下巻, 1504—1513
- 18) 京都府立総合資料館蔵, 与謝郡役所文書, 『天橋立公園一件書類』与謝郡, 大正六年ヨリ
- 19) 京都府庁文書, 『名勝旧蹟』社寺課, 大正七年
- 20) この6月17日までに内務省の矢野属に調整のためか「橋立指定調書」が手渡されている。その調書には種別は「名勝」ではなく「史蹟」となっている。名称は「天橋立」, その指定地域は天橋立公園, 傘松公園(地籍は公園地ではなく山林, 保安林となっている), 智恩寺境内の6271坪が記されている。それに参考までに小天橋にある2筆の民有地3反2畝26歩が上げられている。ただ, この調書には府中村の大字江尻・中野・大垣・難波野に計1反1畝17歩余も公園地としてその指定地域にあげられているが, 何時公園地に編入されたかは不明である。
- 21) 京都府庁文書, 『史蹟指定台帳抄本』, 大正十年
- 22) 与謝郡役所文書, 『財務ニ関スル規程』与謝郡, 大正五年改正
- 23) 京都府庁文書, 『郡有財産処分』庶務課, 大正十一年
- 24) 『丹後吉津村誌』, 昭和5年, 926
- 25) 『京都府与謝郡誌』下巻, 1362
- 26) 『京都府与謝郡誌』下巻, 1515—1516
- 27) 『京都府与謝郡誌』下巻, 1517
- 28) 『橋立新聞』, 大正13年4月15日(『丹後宮津誌』大正15年刊に所収, 100)
- 29) 郡制は大正12年4月1日に廃止されるが, 残務整理のため郡役所は大正15年6月30日まで存続する。
- 30) 『丹後吉津村誌』, 672—676
- 31) 明治28年4月刊, 47—48
- 32) 『日出新聞』, 明治26年6月8日
- 33) 『日出新聞』, 明治25年2月17日, 堀江松華著(第5回)
- 34) 京都府庁文書, 『法人・公園・名所旧蹟』社寺部, 大正八年
- 35) この12月20日の時点で「建設物ハ來客ノ宿泊, 休憩ノ用ニ供スルモノトス」の条が加えられ「命令書」は6条になっている。
- 36) 与謝郡役所文書, 『天橋立公園一件』与謝郡, 自大正五年至同十二年
- 37) 「命令書」は4月12日の許可の段階で一部変更され, 第5条が「使用許可ノ日ヨリ四十日以内ニ使用目的ノ事業ニ着手セサル時ハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ」となっている。
- 38) 京都府庁文書, 『神社什宝・名所旧蹟・寺院国宝・公園』社寺課, 大正十年
- 39) 京都府庁文書, 『地盤国有公園一件』都市計画課, 自昭和二十六年九月至三十年度

## Summary

Ama-no-Hashidate, one of the three most beautiful sceneries in Japan, has been famous for its unique sea-bar since remote ages. It had been the detached precinct of *Chionji*, a Buddhist temple opposite the tip of Ama-no-Hashidate, before the Meiji Restoration.

The government forfeited it as a national forest by the land law in 1871. Nobody had tried to preserve its forest for scenic beauty after that. Its pine forest on the sandy spit had been left as it was.

But in 1894 the preservation of Ama-no-Hashidate was brought up in Kyoto prefectural assembly and in the following year the prefectural governor submitted a plan to the Ministry of Agriculture and Commerce. But the national government refused to accept it.

Taking with the issue of National Forest Land Law in 1899, the adjustment in the undertaking of National Forest Land started from the same year. According to this adjustment, Ama-no-Hashidate's national forest was designated to an useless forest in 1903.

This designation gave Yosa District a chance to preserve Ama-no-Hashidate. In the same year Yosa District submitted to Kyoto Prefecture a plan for an opening of Ama-no-Hashidate Park. There was also a tide of tourism in the background. They had felt a possibility of tourism, which was aroused by a development of modern transport facilities, especially railway.

Ama-no-Hashidate Park was born as a district park in 1905 and had been gradually improved. Then, followed by the abolition of District System, Ama-no-Hashidate Park became a prefectural park in 1923. In the Taisyō era hotels and stands were added for increasing visitors in the park.